

諮問日：平成30年5月31日（平成30年度（最情）諮問第9号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第41号）

件名：司法修習生を罷免するに際し，司法研修所が作成し，又は取得した文書の
不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「70期司法修習生を罷免するに際し，司法研修所が作成し，又は取得した文書（司法修習生に関する規則19条に基づく報告書を含むが，これに限られない。また，平成29年1月18日に開催された最高裁判所裁判官会議議事録と重複するものは除く。）」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「70期司法修習生を罷免するに際し，司法研修所が作成した司法修習生に関する規則19条に基づく報告書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，本件対象文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年3月14日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は，司法研修所長が最高裁判所に対して司法修習生に関する規則（平成29年最高裁判所規則第4号による改正前のもの）19条に基づいて

報告する際に作成し、又は取得する文書のうち、同規則18条1号又は2号に当たる事由があると認めるときに作成し、又は取得するものである。

本件対象文書に記載される情報は、全てが個人識別情報（氏名、司法修習生個人の行状、病気、成績等）であり、部分開示も相当でない。

また、本件対象文書を公にすると、司法修習生の罷免事由に関する調査事項、司法修習生の弁明書及び提出された資料の内容が明らかになり、今後の公正かつ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与えるなど、適正な司法修習生の罷免手続事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書は、標題及び様式等を含め、全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月31日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、70期司法修習生を罷免するに際し、司法研修所が作成した司法修習生に関する規則（平成29年最高裁判所規則第4号による改正前のもの）19条に基づく報告書であり、司法修習生の氏名や行状等が記載されていることが認められる。このうち司法修習生の氏名や行状等の記載部分については、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書きからハまでに相当する事情も認められない。また、本件対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題等を含む本件対象文書全体について、これを公にすると、司法修習生の罷免事由に関する調査事項、司法修習生の弁明書及び提出された資料の内容が明らかになり、今後の公正か

つ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与えるなど、適正な司法修習生の罷免手続事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件対象文書は、標題等を含め、全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書は全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人